

令和2年6月29日

事 業 主 様

名古屋薬業健康保険組合
業務課 052-211-2439

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が
下がった場合における標準報酬月額の特例改定について

日頃は、当健康保険組合の事業運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、休業により報酬が著しく下がった方について、事業主様からの届出により、健康保険の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定可能となりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

詳細につきましては、「標準報酬月額の保険者算定特例について」をご参照ください。
なお、被保険者の皆様方にご周知くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

記

1. 標準報酬月額の特例改定の要件

以下の（1）～（3）すべての要件を満たした場合、報酬が急減となった月の翌月の標準報酬月額から改定されます。

（1）新型コロナウイルス感染症の影響により休業（時間単位を含む）があったことにより、令和2年4月から7月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方

（2）著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、これまでの標準報酬月額に比べて、2等級以上下がった方

※固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象となります。

※急減月に、報酬が支払われていない方については、第1級の標準報酬月額（58,000円）として取り扱うこととなります。

※被保険者期間が急減月を含めて3か月未満の方については、特例改定の要件となる被保険者期間を満たさないため、特例改定による届出の対象とはなりません。

（3）標準報酬月額の特例改定による改定内容に被保険者本人が書面により同意している方

※被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。

（改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金の額が算定されることへの同意を含みます。）

2. 提出書類

事業主様が「被保険者報酬月額変更届（特例改定用）」に、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る申立書」を添えて、急減月が生じた後、提出してください。

3. 留意事項

(1) 受付期間は令和3年2月1日（月）までです。

※受付期間内は遡及して申請が可能ですが、給与事務の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合はできるだけ速やかにご提出をお願いいたします。

(2) 標準報酬月額の特例改定は、同一の被保険者について複数回届出を行うことや、届出後に急減月の選択を変更することはできませんのでご注意ください。

(3) 本特例措置による改定を令和2年7月分または8月分から受けた方（9月の定時決定の対象とならない方）については、当該休業が回復した月から継続した3か月間に受けた報酬の総額を3で除して得た額が、その方の標準報酬月額に比べて2等級以上上昇した場合には、固定的賃金変動の有無にかかわらず、通常の随時改定の手続きを行っていただくこととなります。

4. 送付書類

(1) 標準報酬月額の保険者算定特例について

(2) 被保険者報酬月額変更届（特例改定用）

(3) 被保険者報酬月額変更届（特例改定用）＜記入例＞

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る申立書

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る同意書（月額変更届（特例）用）＜参考様式＞

※送付書類（2）～（5）につきましては、当組合のホームページ[書類ダウンロード](#)→[適用関連](#)→[年金機構ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」](#)よりダウンロードできます。

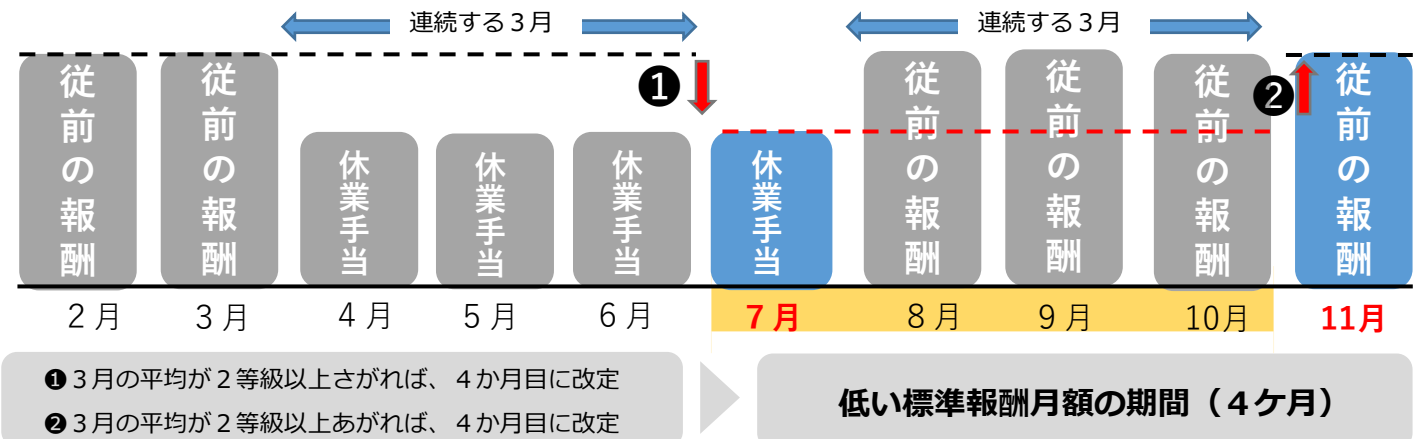
ご不明な点につきましては、当組合業務課にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合

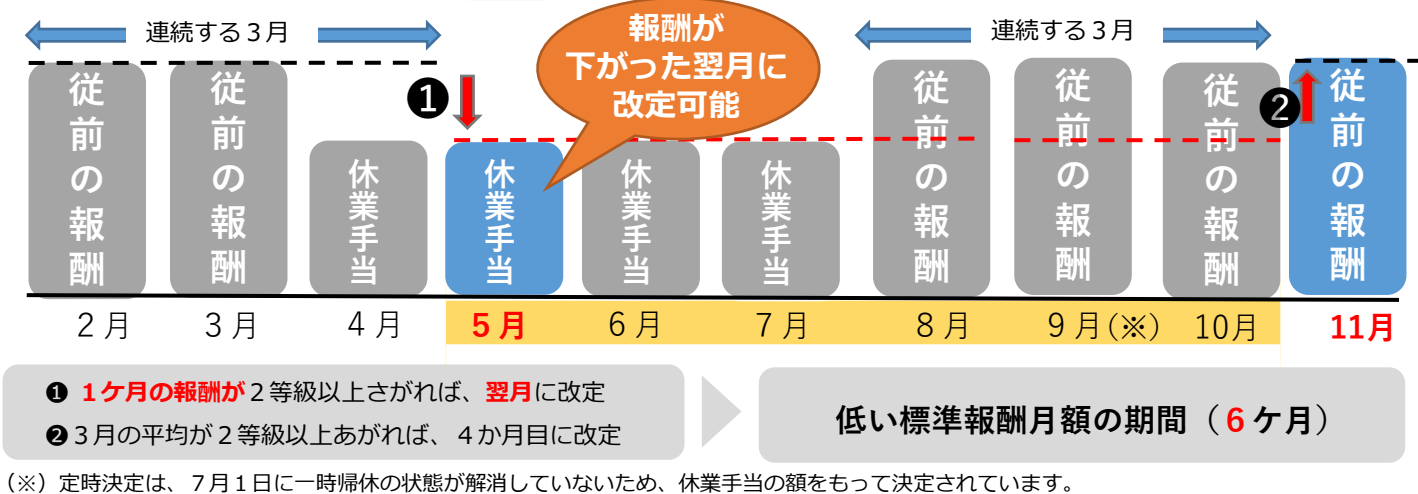
健康保険の標準報酬月額を翌月から改定することが可能です

対象となる方（※1）については、健康保険の標準報酬月額（※2）を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、**特例により翌月から改定可能**です。

■通常（一時帰休）の随時改定 【4月から7月まで休業手当を受けた場合の例】



■今回（特例改定）の随時改定 NEW



（※1）対象となる方

次のすべてに該当する方が対象となります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、令和2年4月～7月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方
- 当該報酬が著しく低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて、2等級以上下がった方
 - ※固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象となります。
- 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している方
 - ※被保険者本人の十分な理解に基づく同意が必要となります。
 - ※改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。
- 連続する報酬が3月ある方（令和2年6月以降に資格取得した方は特例改定を利用できません（詳細は、裏面））
- 特例改定月が資格喪失月とならない方（特例改定後の標準報酬月額に基づく保険料が賦課されない方は対象外です。）

（※2）標準報酬月額

- 令和2年4月から7月までの間に休業により報酬等が急減した場合に、その翌月の令和2年5月から8月の標準報酬月額が改定の対象となります。

申請手続きについて

- **月額変更届（特例改定用）に申立書を添付し名古屋薬業健康保険組合に申請してください。**
- ※名古屋薬業健康保険組合へ郵送してください。（窓口へのご提出も可能です。）
 - ※届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロードできます。
 - ※**令和3年1月末日までに届出があったものが対象**となります。それまでの間は遡及して申請が可能ですが、事務の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合はできるだけ速やかに提出をお願いします。

FAQ

Q1 5月～8月の期間であれば、特例改定は複数回届出することができますか？

A1 保険料の賦課や給付の調整、給与事務の複雑化を防止する等の観点から、特例改定を行った者は、再度特例改定の手続を行うことはできない取扱いとしています。

Q2 休業のため、給与を支給していない場合や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を受ける場合でも、特例改定の対象となりますか？

A2 給与を支給していない場合や支援金を受ける場合でも、**対象となります。**
実際の給与支給額（※）に基づき標準報酬月額を改定することとなり、**報酬が支払われていない場合は、今回の特例改定に限り、最低の標準報酬月額（5.8万円）として改定**することとなります。
※新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は給与支給額には含みません。

Q3 休業のため、給与計算の基礎日数が17日未満の場合でも、特例改定の対象となりますか？

A3 **今回の特例改定に限り、新型コロナウイルス感染症の影響で事業主から休業命令や自宅待機指示などによって休業となった場合は、休業した日に報酬が支払われたか否かに関わらず、給与計算の基礎日数として取り扱ってください。**その上でも、休業のあった月とその前2か月のいずれか1月でも17日未満（※）となる場合は、特例改定の対象となりません。 ※特定適用事業所等の短時間労働者は11日未満。

Q4 届出内容や本人の同意などを確認できる書類の添付は必要ですか？

A4 届出や申立書の内容を確認できる書類（休業命令等が確認できる書類、出勤簿、賃金台帳、本人の同意書等）については、**添付いただく必要はありません**が、組合から資料提出を求めることにより後日確認する場合がありますので、**届出日から2年間は書類を保管しておいてください。**

Q5 休業が回復した場合には、届出が必要となりますか？

A5 特例改定後に、固定的賃金の変動し、随時改定の対象となる場合には、随時改定（月額変更届）の届出を行ってください。
また、**7月又は8月に特例改定が行われた方**には、定時決定が行われなため、**今回の特例改定に限り、休業が回復した月（※）から継続した3か月間の平均報酬が2等級以上上昇した場合には、固定的賃金の変動の有無に関わりなく、必ず随時改定（月額変更届）の届出**を行ってください。
※実際の報酬支払の日数が17日以上（特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上）となった月です。

Q6 この特例措置ではない通常の定時決定（算定基礎届）や随時改定（月額変更届）の届出を行う場合、固定的賃金の変動がない場合でも改定を行ったり、休業命令が出ている日数を基礎日数に含める取扱いとしたりするのでしょうか？

A6 **通常の定時決定（算定基礎届）や随時改定（月額変更届）については、対象者の要件や手続き方法に変更はありません。**従来どおり、休業中で給与等の支給がない日は給与計算の基礎日数には含まれず、また、固定的賃金の変動があった場合のみ随時改定（月額変更届）の届出の対象となります。

Q7 連続する報酬が3月ない場合、特例改定の対象となりますか？

A7 **特例改定を申請するためには、継続した3ヶ月間の報酬が必要**となります。（随時改定の法令要件）したがって、今年の2月以降の資格取得者については、以下の取扱いとなります。（翌月払いの例）

	5月改定	6月改定	7月改定	8月改定		5月改定	6月改定	7月改定	8月改定
2月取得者	×	○	○	○	4月取得者	×	×	×	○
3月取得者	×	×	○	○	5月以降取得者	×	×	×	×

様式コード
2 2 2 1 2

健康保険
厚生年金保険
厚生年金保険

被保険者報酬月額変更届
70歳以上被用者月額変更届



令和 年 月 日提出

提出者記入欄

事業所整理記号

事業所所在地
届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。
〒

事業所名称

事業主氏名

電話番号 ()

受付印

特例

社会保険労務士記載欄

氏名等

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名			③ 生年月日		④ 改定年月		⑰ 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ								
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月			⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑱ 備考								
	⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	報酬月額		⑭ 総計		⑮ 平均額		⑯ 修正平均額									
⑪ 通貨によるものの額			⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計(⑪+⑫)														
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
	健康	厚	年	月	千円	千円	昇(降)給	遡及支払額	月	日	円	円	円	円	円	円	円	円
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
	月	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
	健康	厚	年	月	千円	千円	昇(降)給	遡及支払額	月	日	円	円	円	円	円	円	円	円
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
	月	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
	健康	厚	年	月	千円	千円	昇(降)給	遡及支払額	月	日	円	円	円	円	円	円	円	円
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
	月	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
	健康	厚	年	月	千円	千円	昇(降)給	遡及支払額	月	日	円	円	円	円	円	円	円	円
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
	月	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
	健康	厚	年	月	千円	千円	昇(降)給	遡及支払額	月	日	円	円	円	円	円	円	円	円
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
	月	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

※ 「⑨給与支給月」とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。
 ※ この届書には「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報酬月額の算定の特例」を申し立てる者の届出のみ記載してください。
 ※ この届書には「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報酬の改定に係る申立書」を必ず添付してください。
 (複数回に分けて届出を行う場合は、届出の都度、申立書の添付が必要となります。)

この届書は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、報酬の大幅な変動があった場合に、「報酬月額の特例」による特例改定を行うためにご提出いただくものです。

- ・特例改定の対象者となるのは、以下のすべてに該当した場合となります。
 - ・事業主が**新型コロナウイルス感染症の影響により休業**（時間単位の休業を含む。）させたことにより、**報酬が著しく低下した月**（令和2年4月から7月までのいずれか1か月。以下「急減月」という。）に**休業が生じた者**である場合。
 - *「休業」とは、労働者が事業所において、労働契約、就業規則、労働協約等で定められた所定労働日に労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、当該所定労働日の全1日にわたり労働することができない状態又は当該所定労働日の労働時間内において1時間以上労働することができない状態をいいます。
 - ・急減月に支払われた報酬の総額（1か月分）に該当する標準報酬月額が、改定前の標準報酬月額より**2等級以上低下**している場合。
 - ・特例改定により改定することについて、**対象者本人が書面により同意**している場合。
 - ・急減月及びその前2か月において、**報酬支払の基礎となった日数が17日以上**（特定適用事業所における短時間労働者の場合は11日以上）である場合。（本特例改定では、報酬の支給の有無に関わらず、事業主からの自宅待機指示等により使用関係が継続している場合は日数に含む。）
 - ※ 本特例改定においては、通常の月額変更届における取扱いと次の点が異なりますので、ご注意ください。
 - ・急減月の1か月の報酬を用いて、その翌月分の保険料から標準報酬月額を改定します。
 - ・基本給や日給等の基礎単価の変動などの**固定的賃金の変動の有無に関わらず**、改定前の標準報酬月額より**2等級以上低下していれば該当**します。
 - ・急減月に報酬が支払われていない場合も対象とし、その場合は、**最低等級の標準報酬月額により改定**します。
 - ・報酬の支給の有無に関わらず、事業主からの**休業命令や自宅待機指示等により使用関係が継続している場合は、報酬支払の基礎日数に含みます**。
 - ・特例改定の対象となる保険料は、**令和2年5月分から8月分の保険料のみ**となります。
 - ・特例改定の届出を行う際には、事業主が作成した「**新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る申立書**」の添付が必要です。
 - ・本特例改定により**7月・8月に改定となった被保険者は、休業が回復した月（報酬支払の基礎日数が17日以上となった月）以後の継続した3か月の平均の報酬が2等級以上上昇したときには、固定的賃金の変動の有無に関わらず、随時改定の届出が必要**となります。
 - ・70歳以上の方について提出する場合は、「⑮備考」欄の「1. 70歳以上被用者月額変更」を○で囲み、個人番号（又は基礎年金番号）を「⑰個人番号」欄にご記入ください。

【令和2年5月に支払われた給与が急激し、6月から標準報酬月額を改定する場合の記載例】

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑰ 個人番号〔基礎年金番号〕 ※70歳以上被用者の場合のみ	
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑱ 備考	
	⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	報酬月額		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計			
		⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額			⑮ 平均額		⑯ 修正平均額		
1	99	年金 太郎	5-630503		2 6					
	健 300	厚 300	元 9	5	1. 昇給 2. 降給					⑱ 備考 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(特例改定)
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計			
	— 月	— 日	— 円	— 円	— 円		— 円			
— 月	— 日	— 円	— 円	— 円		— 円				
急減月	5 月	30 日	150,000		150,000		150,000			

記入方法

- 提出者記入欄
- ・事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号をご記入ください。事業主の押印は、署名(自筆)の場合は必要ありません。
- | | |
|---------|--------|
| 事業所整理記号 | 01-イロハ |
|---------|--------|
- 被保険者整理番号 : 資格取得時に払い出された被保険者整理番号を、必ずご記入ください。
 - 生年月日 : 該当する元号の番号と、年月日を下図のようにご記入ください。
 【元号】 1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成 9. 令和
 【記入例】 昭和63年5月3日の場合 ③ 5-630503
 - 改定年月 : 標準報酬月額が改定される年月をご記入ください。「⑨給与支給月」に記載した月の翌月が改定年月となります。
 - 従前の標準報酬月額 : 現在の標準報酬月額を千円単位でご記入ください。
 - 従前改定月 : 「⑤従前の標準報酬月額」が適用された年月をご記入ください。
 - 昇(降)給 : **急減月をご記入ください。**また、あらかじめ「2. 降給」に○を付していますので、改めての記載は不要です。
 - 遡及支払額 : 急減月に遡及分の支払があった場合は、急減月と遡及差額分の金額をご記入ください。
 - 給与支給月 : 急減月をご記入ください。
 - 給与計算の基礎日数 : 月給・週給者は暦日数、日給・時給者は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数をご記入ください。本特例に限り、報酬の支給の有無に関わらず、事業主からの休業命令や自宅待機指示等により使用関係が継続している場合は、報酬支払の基礎日数に含みます。※基礎日数は給与支払日ではありませんので、ご注意ください。
 - 通貨によるものの額 : 給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。※昇給がさかのぼったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し「⑧遡及支払額」に支給月と差額をご記入ください。
 - 現物によるものの額 : 報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。)
 - 合計 : 「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額をご記入ください。
 - 総計 : 記載は不要です。
 - 平均額 : 記載は不要です。
 - 修正平均額 : **急減月に係る「⑬合計」欄の金額をそのままご記入ください。**
 - 個人番号 (基礎年金番号) : 70歳以上被用者の方のみご記入ください。また、本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めでご記入ください。
 - 備考 : 「1. 70歳以上被用者月額変更」は、被用者が70歳以上の方の場合に、○で囲んでください。
 「2. 二以上勤務」は、被保険者(70歳以上被用者)が2カ所以上の適用事業所で勤務している場合に○で囲んでください。
 「3. 短時間労働者」に該当する場合は、○で囲んでください。
 「5. 健康保険のみ月額変更」は今まで健康保険に加入していた被保険者が、70歳到達時の契約変更等の理由により健康保険のみ月額変更となる場合(70歳以上被用者月額変更には該当しないケース)に○で囲んでください。
 「6. その他」には、あらかじめ○で囲み、()内に「特例改定」と記入していますので、改めての記載は不要です。

お知らせ

- ・ 固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているもの(基本給・家族手当・住宅手当等)のことです。
- ・ 「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1か月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び被保険者数が常時501人以上の規模である企業や申出により適用対象となった事業所(特定適用事業所)に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。
- ・ 届出内容や本人同意を確認できる書類については、本届出への添付は不要ですが、後日確認する場合がありますので、**届出日から2年間は保存**してください。
- ・ 同一の者が本特例改定の届出を複数回行うことや、届出後に変更を行うことはできません。

様式コード
2 2 2 1 2

健康保険 被保険者報酬月額変更届
 厚生年金保険
 厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更届



令和 2 年 7 月 1 日提出

記入例

提出者記入欄

事業所整理記号 01 - イロハ

届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。
 〒 999 - 9999
 東京都杉並区高井戸西9-9-9

事業所所在地
 株式会社 ねんきん商事

事業主氏名
 年金 太郎

電話番号
 03 (9999) 9999

受付印

社会保険労務士記載欄

氏名等

特例

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名			③ 生年月日		④ 改定年月		⑪ 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ	
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月			⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		備考	
	⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	⑪ 報酬月額		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		⑯ 平均額		
1	99	年金 太郎	5-630503		2 6						
	健 300	厚 300	元 9	5	1. 昇給	2. 降給					
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨によるもの額	⑫ 現物によるもの額	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額		
5	30	150,000		150,000		150,000			⑰ その他(特例改定)		
2	新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が著しく減少した月の報酬のみ記載してください。(前2か月分の報酬等を記載いただく必要はありません。)										
	⑰ その他(特例改定)										
	⑰ その他(特例改定)										
3	⑰ その他(特例改定)										
	⑰ その他(特例改定)										
	⑰ その他(特例改定)										
4	⑰ その他(特例改定)										
	⑰ その他(特例改定)										
	⑰ その他(特例改定)										
5	⑰ その他(特例改定)										
	⑰ その他(特例改定)										
	⑰ その他(特例改定)										

※ 「⑨給与支給月」とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。
 ※ この届書には「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「報酬月額の算定の特例」を申し立てる者の届出のみ」記載してください。
 ※ この届書には「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報酬の改定に係る申立書」を必ず添付してください。
 (複数回に分けて届出を行う場合は、届出の都度、申立書の添付が必要となります。)

この届書は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、報酬の大幅な変動があった場合に、「報酬月額の特例」による特例改定を行うためにご提出いただくものです。

- ・特例改定の対象者となるのは、以下のすべてに該当した場合となります。
 - ・事業主が**新型コロナウイルス感染症の影響により休業**（時間単位の休業を含む。）させたことにより、**報酬が著しく低下した月**（令和2年4月から7月までのいずれか1か月。以下「急減月」という。）に**休業が生じた者**である場合。
 - *「休業」とは、労働者が事業所において、労働契約、就業規則、労働協約等で定められた所定労働日に労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、当該所定労働日の全1日にわたり労働することができない状態又は当該所定労働日の労働時間内において1時間以上労働することができない状態をいいます。
 - ・急減月に支払われた報酬の総額（1か月分）に該当する標準報酬月額が、改定前の標準報酬月額より**2等級以上低下**している場合。
 - ・特例改定により改定することについて、**対象者本人が書面により同意**している場合。
 - ・急減月及びその前2か月において、**報酬支払の基礎となった日数が17日以上**（特定適用事業所における短時間労働者の場合は11日以上）である場合。（本特例改定では、報酬の支給の有無に関わらず、事業主からの自宅待機指示等により使用関係が継続している場合は日数に含む。）
 - ※ 本特例改定においては、通常の月額変更届における取扱いと次の点が異なりますので、ご注意ください。
 - ・急減月の1か月の報酬を用いて、その翌月分の保険料から標準報酬月額を改定します。
 - ・基本給や日給等の基礎単価の変動などの**固定的賃金の変動の有無に関わらず**、改定前の標準報酬月額より**2等級以上低下していれば該当**します。
 - ・急減月に報酬が支払われていない場合も対象とし、その場合は、**最低等級の標準報酬月額により改定**します。
 - ・報酬の支給の有無に関わらず、事業主からの**休業命令や自宅待機指示等により使用関係が継続**している場合は、**報酬支払の基礎日数に含みます**。
 - ・特例改定の対象となる保険料は、**令和2年5月分から8月分の保険料のみ**となります。
 - ・特例改定の届出を行う際には、事業主が作成した「**新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る申立書**」の添付が必要です。
 - ・本特例改定により**7月・8月に改定となった被保険者は、休業が回復した月（報酬支払の基礎日数が17日以上となった月）以後の継続した3か月の平均の報酬が2等級以上上昇したときには、固定的賃金の変動の有無に関わらず、随時改定の届出が必要**となります。
 - ・70歳以上の方について提出する場合は、「⑮備考」欄の「1.70歳以上被用者月額変更」を○で囲み、個人番号（又は基礎年金番号）を「⑰個人番号」欄にご記入ください。

【令和2年5月に支払われた給与が急激し、6月から標準報酬月額を改定する場合の記載例】

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑰ 個人番号〔基礎年金番号〕 ※70歳以上被用者の場合のみ	
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑱ 備考	
	⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	報酬月額		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計			
			⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額			⑮ 平均額			
							⑯ 修正平均額			
1	①	99	② 年 金 太 郎		③ 5-630503		④ 2 6			
	⑤	健 300	⑥	厚 300 元 9	⑦ 昇(降)給 5 1.昇給 2.降給		⑧ 遡及支払額		⑱ 1.70歳以上被用者月額変更 2.二以上勤務 3.短時間労働者(特定適用事業所等) 4.昇給・降給の理由 () 5.健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6.その他(特例改定)	
	⑨	支給月 日	⑪	通貨	⑬		⑭			
	⑩	日数	⑫	現物	⑬		⑭			
				⑬		⑭				
急減月	5	30	150,000		150,000		150,000			

記入方法

提出者記入欄

：事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号をご記入ください。
事業主の押印は、署名（自筆）の場合は必要ありません。

事業所整理記号	01-イロハ
---------	--------

- ①被保険者整理番号 : 資格取得時に払い出された被保険者整理番号を、必ずご記入ください。
- ③生年月日 : 該当する元号の番号と、年月日を下図のようにご記入ください。
【元号】 1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成 9. 令和
【記入例】 昭和63年5月3日の場合
- ④改定年月 : 標準報酬月額が改定される年月をご記入ください。「⑨給与支給月」に記載した月の翌月が改定年月となります。
- ⑤従前の標準報酬月額 : 現在の標準報酬月額を千円単位でご記入ください。
- ⑥従前改定月 : 「⑤従前の標準報酬月額」が適用された年月をご記入ください。
- ⑦昇(降)給 : **急減月をご記入ください。**また、あらかじめ「2.降給」に○を付していますので、改めての記載は不要です。
- ⑧遡及支払額 : 急減月に遡及分の支払があった場合は、急減月と遡及差額分の金額をご記入ください。
- ⑨給与支給月 : 急減月をご記入ください。
- ⑩給与計算の基礎日数 : 月給・週給者は暦日数、日給・時給者は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数をご記入ください。
本特例に限り、報酬の支給の有無に関わらず、事業主からの休業命令や自宅待機指示等により使用関係が継続している場合は、報酬支払の基礎日数に含みます。※基礎日数は給与支払日ではありませんので、ご注意ください。
- ⑪通貨によるものの額 : 給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。
※昇給がさかのぼったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し「⑧遡及支払額」に支給月と差額をご記入ください。
- ⑫現物によるものの額 : 報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。
現物によるもの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。)
- ⑬合計 : 「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額をご記入ください。
- ⑭総計 : 記載は不要です。
- ⑮平均額 : 記載は不要です。
- ⑯修正平均額 : **急減月に係る「⑬合計」欄の金額をそのままご記入ください。**
- ⑰個人番号 (基礎年金番号) : 70歳以上被用者の方のみご記入ください。また、本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。
基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めでご記入ください。
- ⑱備考 : 「1.70歳以上被用者月額変更」は、被用者が70歳以上の方の場合に、○で囲んでください。
「2.二以上勤務」は、被保険者(70歳以上被用者)が2カ所以上の適用事業所で勤務している場合に○で囲んでください。
「3.短時間労働者」に該当する場合は、○で囲んでください。
「5.健康保険のみ月額変更」は今まで健康保険に加入していた被保険者が、70歳到達時の契約変更等の理由により健康保険のみ月額変更となる場合(70歳以上被用者月額変更には該当しないケース)に○で囲んでください。
「6.その他」には、あらかじめ○で囲み、()内に「特例改定」と記入していますので、改めての記載は不要です。

お知らせ

- ・ 固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているもの（基本給・家族手当・住宅手当等）のことです。
- ・ 「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1か月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び被保険者数が常時501人以上の規模である企業や申出により適用対象となった事業所(特定適用事業所)に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。
- ・ 届出内容や本人同意を確認できる書類については、本届出への添付は不要ですが、後日確認する場合がありますので、**届出日から2年間は保存**してください。
- ・ 同一の者が本特例改定の届出を複数回行うことや、届出後に変更を行うことはできません。

月額変更届【特例】用

被保険者報酬月額変更届（特例改定用）
令和2年 月 日提出 被保険者番号 番～ 番

名古屋薬業健康保険組合理事長 殿

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る申立書

今般の新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、被保険者の報酬が特に著しく減少しているため、健康保険被保険者の標準報酬月額変更届を提出するにあたり、以下のすべてに該当するとともに、健康保険法第44条第1項における「報酬月額の算定の特例」にて標準報酬月額を改定していただくよう申し立てします。

※ 申立てにあたり、以下のすべての項目に該当していることを確認し、チェック☑してください。

以下のすべての項目に該当しています。

1 改定の対象となる被保険者は、新型コロナウイルス感染症の影響により休業（時間単位の休業を含む。）させたことにより、届出の対象月において、当該月の報酬の総額が従前の標準報酬月額より2等級以上減少していることを確認しています。

* 「休業」とは、労働者が事業所において、労働契約、就業規則、労働協約等で定められた所定労働日に労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、当該所定労働日の全1日にわたり労働することができない状態又は当該所定労働日の労働時間内において1時間以上労働することができない状態をいいます。

* 届出の対象月とその前2か月の全ての月に、報酬支払の基礎日数が17日以上（特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上。以下同じ。）あることが必要です。

2 改定の対象となる被保険者本人から、「報酬月額の算定の特例」により改定すること及び改定内容について、書面により同意を得ています。

※ 届出により保険料が遡及して減額した場合、被保険者へ適切に保険料を返還する必要があります。

3 改定の対象となる被保険者について、これまでにこの特例による届出を行っていません。

4 改定の対象となる被保険者が、「報酬月額の算定の特例」の要件に該当することが確認できる書類及び被保険者本人の書面による同意書を、届出日から2年間保管します。

【7月又は8月改定となる被保険者に係る届出の場合】

5 改定後、休業が回復した月（※）から3か月の間に支給された報酬の平均が、改定後の標準報酬月額より2等級以上増加する場合は、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、随時改定の届出を行います。また、そのことについて、改定の対象となる被保険者本人から、書面により同意を得ています。

※ 休業が回復した月は、実際に報酬を支払った日が17日以上ある月をいいます。

6 厚生年金保険においても、同様の特例改定の手続を行います。

【提出者記入欄】

上記の内容に誤りはありません。

令和 年 月 日提出

事業所整理記号	—
事業所所在地	〒 —
事業所名称	
事業主氏名	印
電話番号	

※ 事業主氏名が自署の場合は、押印は不要です。

※ 複数回に分けて届出を行う場合は、届出の都度、申立書の添付が必要となります。

※ 同一の被保険者について、本特例改定の届出を複数回行うことや、届出後の変更はできません。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の変更に係る同意書
(月額変更届(特例)用)

今般の新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、被保険者の報酬が特に著しく減少しているため、下記のとおり、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項の規定による「報酬月額の算定の特例」によって標準報酬月額を改定することについて同意します。

記

- 1 本特例により、下表の報酬月額に基づき、給与支給月の翌月(以下「改定月」という。)から標準報酬月額が改定され、改定月分から次に改定されるまでの間の健康保険・厚生年金保険料に適用されること。

給与 支給月	報酬月額			改定年月 (給与支給月 の翌月)
	通貨による ものの額①	現物による ものの額②	合計(①+②)	
2年 月	円	円	円	2年 月

※表中の事項は事業主が記載。

- 2 改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金額などが算出されること。
- 3 改定月が令和2年7月又は8月の場合(定時決定が行われない場合)は、休業が回復した月(※)から3か月の間に支給する報酬の平均が、本特例による改定後の標準報酬月額より2等級以上増加する場合は、月額変更届による届出を行うこととなること。
※ 休業が回復した月は、実際に報酬を支払った日が17日以上(特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上。)ある月をいいます。
- 4 本特例による標準報酬月額の変改が行われた後に、この同意を撤回することはできないこと。

令和 年 月 日

被保険者氏名

印

※本人の自署による場合は、押印は不要です。

※ この同意書は、報酬月額の算定の特例の届書に添付する必要はありません。
事業所において、届出日から2年間は保存してください。